

岡崎市防災行政無線戸別受信機設置申請書

年 月 日

(あて先)岡 崎 市 長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

( TEL \_\_\_\_\_ )

岡崎市防災行政無線戸別受信機の設置を下記のとおり申請します。なお、設置に当たっては、下記の使用条件を遵守し、使用及び保管いたします。

記

- 1 設置場所 \_\_\_\_\_ ( 部屋の名称等 )
- 2 保管・使用者 \_\_\_\_\_ ( 申請者と違う場合に記入 )
- 3 使用条件
  - ( 1 ) 戸別受信機は常に良好な状態で受信できるよう適正に使用・管理に努めること。
  - ( 2 ) 戸別受信機を故意に損傷し、又は汚損しないこと。  
また、戸別受信機を故意又は重大な過失により損傷、汚損及び紛失したときは、申請者が実費を弁償すること。
  - ( 3 ) 戸別受信機を転貸し、又は目的外に使用しないこと。
  - ( 4 ) 戸別受信機に故障が発生した場合は、直ちに届け出ること。
  - ( 5 ) 戸別受信機の維持費 ( 電気代、乾電池代 ) は、申請者が負担すること。
  - ( 6 ) 次のいずれかに該当した場合は、市へ「岡崎市防災無線戸別受信機撤去申請書」を提出すること。
    - ア 岡崎市から転出し、又は岡崎市に編入される前の額田郡額田町の区域外へ転居する場合
    - イ 戸別受信機の設置を必要としなくなったとき。
- 4 その他  
市は、次のいずれかに該当するときは、戸別受信機を撤去します。
  - ( 1 ) 受信者が 3 の使用条件に違反したとき。
  - ( 2 ) 戸別受信機設置の必要性がなくなったと市長が認める場合その他市長が特に必要と認めるとき。